



# 令和5年度 島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験 受 験 案 内

〔島根県人事委員会〕  
〒690-8501松江市殿町8番地  
TEL (0852) 22 - 5438  
島根県人事委員会ホームページ  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

- 受付期間 令和5年10月2日(月)午前8時30分～11月2日(木)午後5時
- 申込方法 しまね電子申請サービスにより申込みを行ってください。  
詳しくは2ページをご覧ください。
- 試験日 令和5年12月2日(土)～12月3日(日)
- 合格発表 令和5年12月下旬(予定)

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
鳥獣対策	1名	島根県の諸機関（農林水産振興センター、中山間地域研究センター等）に勤務し、鳥獣保護管理、鳥獣被害防止、森林整備等の業務に従事します。

注 採用予定人員は、変更する場合があります。

島根県職員（鳥獣対策）の採用選考試験は、次の専門的な業務に従事できる人を求めています。

- 鳥獣の生息状況・捕獲状況調査などによる保護管理技術の研究、普及指導業務
- 鳥獣被害の防除技術の研究、普及指導業務
- 効果的な鳥獣被害対策手法の研究、普及指導業務
- 鳥獣生息地である森林の状況調査や森林整備業務

## 2. 受験資格

### (1) 年齢・学歴

昭和62(1987)年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学又は専修学校の専門課程において野生動物管理に関する科目の単位を修得して卒業した人又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの人

(野生動物管理に関する科目の例：野生動物学、動物行動学、動物生態学、保護管理学、保全生態学、個体群生態学等)

### (2) 上記(1)にかかわらず、次のアからエまでのいずれかに該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 3. 障がいのある方への配慮

- (1) 拡大印刷問題の受験について  
視覚障がいのある方は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。
- (2) 車イスを使用する方の受験について  
着席場所などについて配慮をします。
- (3) その他  
その他の障がい等のために受験上の配慮を希望する方は、ご相談ください。  
※ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

上記のことを希望する方は、申込時に下記まで電話又はFAXでご連絡ください。

島根県人事委員会事務局企画課任用係 電話 (0852) 22-5438 FAX (0852) 22-5435

### 4. 試験の日時、試験地及び試験場

日 時		試験地及び試験場	
12月2日(土)	受付時間 8:30~8:45 試験時間 9:00~	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)
12月3日(日)	試験時間 9:00~		

- 注 (1) 遅刻者は、試験開始後60分以降は受験できません。  
(2) 面接試験の受験者ごとの日時及び予定時間は、申込締切後に受験申込者に対して通知します。  
(3) 最終合格者は、合格発表日に島根県人事委員会ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。  
なお、希望される方は、島根県人事委員会事務局(〒690-8501 松江市殿町8番地)で合格者の受験番号を確認することができます。  
島根県人事委員会事務局ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/]

### 5. 試験の種目、配点及び内容

試験の種目	配点	内 容
教 養 試 験	100	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。(高校卒業程度) 出題数は40題で、出題分野は時事、社会、人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能です。(120分)
専 門 試 験	100	専門的な知識及び能力を問う専門論文試験を行います。(60分、800字)
面 接 試 験	500	人物及び専門的知識についての面接試験(専門分野に関する口述試験を含む)を行います。 ※試験の参考にするため、「自己紹介書」(所定様式)を事前提出(必須) さらに専門的な実績・経験のある人については、自己PRできる資料(注)を事前提出(任意)
適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性を検査します。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

(注) 自己PRできる資料の例示

- ・卒業論文、学術論文、解説、事業報告、著書、研究開発プロジェクト参加など自分の専門分野をPRできるもの  
(提出資料のページ数の多いもの又は発表資料のないものについては、1点につき5ページ以内で要点をまとめたものを添付してください。)
- ※提出された資料は返却しません。

### 6. 受験手続 ※インターネット申込みをご利用ください。

- (1) しまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。(ご使用の機器や環境によっては、一部対応できないことがあります。)

【インターネットホームページアドレス】

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou\\_info/tyuuijikkou.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikkou.html)

【スマートフォン用二次元バーコード】



- (2) 10月2日(月)午前8時30分から11月2日(木)午後5時までにしまね電子申請サービスによる申込が完了したものに限り受け付けます。

(注) インターネット環境がないなど特別な事由により、電子申請ができない方は、原則として10月23日(月)までに島根県人事委員会事務局 (TEL: 0852-22-5438) へご連絡ください。

- (3) 以下の書類は、しまね電子申請サービスの申込画面に添付するか、後日、郵送または持参により11月9日(木)午後5時までに島根県人事委員会事務局 (〒690-8501 松江市殿町8番地) へ提出してください(郵送の場合は11月9日(木)までの消印有効)。郵送の場合は封筒の表に「鳥獣対策申込資料」と朱書き、郵便局で簡易書留郵便にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

提出書類	注意事項
自己紹介書【必須】	自筆で記入してください。(所定様式)
単位修得(見込)証明書の写し【必須】	野生動物管理に関する科目の単位修得を証明できるもの ※詳細は「2.受験資格(1)」を参照
自己PR資料【任意】	専門的な実績・経験のある人については、自己PRできる資料を提出してください。 ※詳細は「5.試験の種目、配点及び内容」(注)を参照

## 7. 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後にしまね電子申請サービスを通じて送付します。なお、受験票が11月22日(木)までに届かないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。  
申込みの受付後に「【しまね電子申請サービス】受付通知メール」という件名のメールが送信されます。メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けて試験の当日持参してください。(写真がない場合は受験できません。)
- (3) 受験票についている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。(試験当日は受験票のみ持参してください。)
- (4) 試験当日は次のものを持参してください。

持参するもの	留意事項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面向きを撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
HB又はBの鉛筆及び消しゴム	シャープペンシルも可。 (適性検査については、シャープペンシルの使用を認めません。)
ボールペン(黒)	受験資格確認書記入用
昼食	ゴミは持ち帰ってください。
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は時計を持参してください。(時計機能だけのものに限る)

## 8. 採用

- (1) 合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます(知事が任命権者となります)。
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

## 9. 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間  
6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間  
原則として、勤務時間は8:30~17:15(うち休憩時間12:00~13:00)、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。(特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。)  
公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。
- (3) 賃金

初任給は、経歴に応じて決定します。(初任給の例 ※令和5年4月1日現在)

学 歴	採用時年齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
大学卒	22歳	0年	186,437円
	25歳	3年	205,564円
	30歳	8年	224,791円
	35歳	13年	236,066円

(注) 上記はモデルケースであり、学歴及び経歴によってはこの額に満たない場合があります。

このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

(5) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

10. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、試験成績をお知らせします。

対象者	通知内容	通知方法
合格者及び不合格者	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目	合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。

11. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

12. その他

- (1) 受験手続、その他この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局企画課任用係（〒690-8501松江市殿町8番地 TEL (0852) 22-5438）にしてください。（試験当日については、090-9068-8234）
- (2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

試験場案内図

- (注) 駐車場がありませんので、自家用車をご遠慮ください。  
ただし、障がい等のため自家用車による来場が必要である場合は、事前に島根県人事委員会事務局企画課任用係までご連絡ください。



島根県職員会館（松江市内中原町）

- ・ JR山陰本線松江駅から  
一畑バス「松江しんじ湖温泉」行き  
松江市営バス「大学・川津」行き  
「国宝松江城県庁前」下車 徒歩約5分
- ・ 一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から  
徒歩約15分

※提出期間は10月2日(月)午前8時30分から  
 11月9日(木)午後5時まで  
 (郵送による場合は11月9日(木)消印有効)  
 ※自筆で記入してください。

# 自己紹介書

島根県人事委員会

受験番号	試験区分	氏名(ふりがな)	年齢(R6.4.1現在)
	鳥獣対策		歳

1. 学歴・職歴 *学歴：義務教育課程は記入不要			
年月～年月	学歴・職歴		
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
H R 年 月～年 月			
2. 志望の動機			
3. クラブ活動、スポーツ、文化活動、ボランティア活動、資格等			
4. 最近関心を持ったことがら(箇条書き)			
.			
.			
.			
5. 自己PR			
6. 本採用試験以外の就職活動等の状況(該当するものにチェックしてください。複数回答可。)			
<input type="checkbox"/> 国家(総合職)	<input type="checkbox"/> 国家(一般職)	<input type="checkbox"/> 国家その他( )	<input type="checkbox"/> 県外自治体等職員( )
<input type="checkbox"/> 島根県職員	<input type="checkbox"/> 島根県警察官	<input type="checkbox"/> 島根県教員	<input type="checkbox"/> 県内自治体等職員( )
<input type="checkbox"/> 県外警察官	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 進学等その他( )

\*この自己紹介書は、個別面接時における質問の参考とさせていただくもので、ここに記入された事柄自体を評定の対象とするものではありません。